

令和4年10月 定例記者会見

と き 令和4年10月24日（月）
午前10時30分から
ところ 市役所 201、202、203 会議室

会見次第

- 1 市長あいさつ
- 2 とびっくす
- 3 10月定例議会提出案件について
- 4 質疑
- 5 その他

犬 山 市

目 次

1	とびっくす	1
2	10月定例議会日程（案）	5
3	提出案件一覧	6
4	条例案件等	8
5	令和4年度10月補正予算について	17
6	令和4年12月末までの主な行催事	32

1 とびっくす

幼保小中の給食費の無料化を継続します

コロナ禍における物価高騰に直面する子育て世帯の負担軽減策として9月から12月まで実施している、市内在住の保育園・幼稚園等に通う乳幼児及び小中学校に通う児童生徒の給食費無料化を、令和5年3月まで延長します。

◆給食費無料化延長の概要

① 延長する無料化期間

令和5年1月～令和5年3月（3ヶ月間）

② 対象者

犬山市内在住で、給食が提供される保育所、小中学校等に通っていること（通園、通学先の市内／市外は問わない）。

③ 対象、金額

乳児（0歳児～2歳児）	382人	3,323,400円
幼児（3歳児～5歳児）	1,431人	22,955,400円
小学生	2,795人	40,113,424円
中学生	1,632人	23,630,712円
計	6,240人	90,022,936円

【一人当たりの金額】

公立保育所乳児：2,900円（月額）

公立保育所幼児：5,400円（月額）

犬山幼稚園幼児：4,000円（月額）

小学生：約4,833円（月額）※1食290円

中学1,2年生：約5,666円（月額）※1食340円

中学3年生：4,420円（月額）※1食340円

※小中学生は、1食×50日（出席日数）の総額を3ヶ月で割った金額。中学3年生は卒業式後出席しないため月額費用が少なくなっています。

◆手続きについて

- ① 公立保育所（子ども未来園）、民間保育所、犬山幼稚園、私立幼稚園に通う乳幼児
→手続き不要
- ② 認可外保育施設に通う乳幼児
→手続き**必要** ※犬山市へ申請
- ③ 市内小中学校に通う児童生徒
→手続き不要
- ④ 特別支援学校など市外に通う児童生徒
→手続き**必要** ※追加の手続きは不要

◆今後のスケジュール

令和4年11月：制度の周知

12月：給食費無料相当額（3ヶ月分）を民間保育施設等からの補助金申請により支出

令和5年1月：給食費無料化の延長を実施（令和5年3月まで）

※認可外保育施設に通う乳幼児分の給食費相当額については、申請により償還払い

**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、
子育て世帯の経済的負担を軽減します。**

県内初

災害時に、ペットと同じ部屋で 過ごせる避難所を新たに設定します

市内の33か所の指定避難所のうち、3か所をペット同伴可能な避難所に位置づけ、令和4年12月から避難時の室内へのペット受け入れを可能とします。

〔今までは・・・〕

- ・避難所まで、ペットを連れて避難することは可能でしたが、飼い主は屋内に避難、ペットは屋外等で飼育と、生活区域が異なり一緒に過ごすことはできませんでした。

〔3か所の指定避難所内では・・・〕

- ・指定避難所内に専用の部屋を設定し、飼い主とペットと一緒に過ごしていただけます。
- ・ただし、ペットをケージ等に入れて、他の利用者へ配慮して過ごしていただきます。

〔受け入れ予定の避難所〕

- ・犬山市民交流センター（フロイデ）
- ・犬山市体育センター（勤労青少年ホーム）
- ・楽田ふれあいセンター

○その他、災害時のペット対応として、令和4年4月20日に、犬山動物総合医療センター、中北薬品株式会社と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結し、災害時に犬山動物総合医療センターは、負傷した被災動物の応急手当や同医療センターへの受け入れを、中北薬品(株)はペットシーツやペットフードなどの物資を供給することとしています。

社会医療法人総合犬山中央病院へ 『先端医療機器導入補助』を行います。

社会医療法人である総合犬山中央病院に対し、高度な医療提供が可能となる先端医療機器の導入推進を図るため、必要な経費の補助を行います。

◆補助の目的

公益性の高い医療機関の体制強化を推進することにより、市民のQOL向上や安心して生活を送る上で必要不可欠な要因である医療体制の充実を図ります。

この補助は、医療機器の高度化をはじめ、機器の運用に必要な高度な技術を持つ医療スタッフの配置も促進されるなど、病院全体の医療提供体制の向上にもつながるものです。これにより、他の市内医療機関との連携強化や、市全体の医療体制の充実も促進され、質の高い医療体制の充実と、市民の健康づくりの推進を目指すことができます。

【補助対象】

社会医療法人が先端医療機器を導入するために必要な経費。

【補助額】

先端医療機器の導入には億単位の経費が必要となる場合が多く、機器により大きく変動することから、上限額や機器選定など今後病院側と協議を進め検討します。

【補助時期】

機器導入可能時期である令和6～7年度となる予定です。

2 10月定例議会日程（案）

議会期間 23日間 10月27日(木)～11月18日(金)

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第 1 日	10. 27	木	午前10時	○再開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○議案上程説明 ○補正予算案件に対する議案質疑 ・委員会審査・討論・採決
第 2 日	28	金		○精 読
第 3 日	29	ⓧ		○休 会
第 4 日	30	ⓧ		○休 会
第 5 日	31	月		○精 読
第 6 日	11 1	火		○精 読
第 7 日	2	水	午前10時	○一般質問
第 8 日	3	ⓧ		○休 会
第 9 日	4	金	午前10時	○一般質問
第 10 日	5	ⓧ		○休 会
第 11 日	6	ⓧ		○休 会
第 12 日	7	月	午前10時	○一般質問
第 13 日	8	火	午前10時	○一般質問
第 14 日	9	水	午前10時	○議案質疑
第 15 日	10	木	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第 16 日	11	金	午前10時	○全員協議会
第 17 日	12	ⓧ		○休 会
第 18 日	13	ⓧ		○休 会
第 19 日	14	月		○部門委員会
第 20 日	15	火		○部門委員会
第 21 日	16	水		○部門委員会
第 22 日	17	木		○休 会
第 23 日	18	金	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

3 提出案件一覽

提出案件数一覽表

区 分	件 数
1 条 例	5 (一部改正5)
2 单 行	1
3 補正予算	6 (一般会計2、特別会計2、企業会計2)
計	12

令和4年10月定例議会 提出議案一覧表

令和4年10月27日

- | | |
|--------|--|
| 第68号議案 | 犬山市企業立地支援条例の一部改正について |
| 第69号議案 | 犬山市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第70号議案 | 犬山市道路占用料条例等の一部改正について |
| 第71号議案 | 尾張都市計画犬山下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について |
| 第72号議案 | 犬山市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第73号議案 | 工事請負契約の変更について（五ヶ村調整池整備工事） |
| 第74号議案 | 令和4年度犬山市一般会計補正予算（第11号） |
| 第75号議案 | 令和4年度犬山市一般会計補正予算（第12号） |
| 第76号議案 | 令和4年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第77号議案 | 令和4年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号） |
| 第78号議案 | 令和4年度犬山市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 第79号議案 | 令和4年度犬山市下水道事業会計補正予算（第3号） |

4 条例案件等

◎ 条例

経済環境部 産業課

《一部改正》

- 犬山市企業立地支援条例の一部改正について（第68号議案）

【趣旨】

都市開発条例（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 犬山市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成27年条例第53号）

【内容】

都市開発条例の改正に伴い、引用条文の条ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について（第69号議案）

【趣旨】

国の省令（※）の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。

※移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）

【内容】

①すべての歩行者等が円滑に移動等するために必要な道路施設に関する基準の追加、拡大

- ・「旅客特定車両停留施設」における通路、昇降機、乗降場、便所等の構造基準の規定を新たに設ける。

「旅客特定車両停留施設」とは…

交通混雑の緩和や物流の円滑化のため道路附属物として設置されるバス、タクシー等の事業者専用の停留施設のうち、乗降場、通路、待合所等の旅客の用に供する施設。

※犬山市では、現時点で設置の予定なし。

- ・案内標識、視覚障害者誘導用ブロックに関する基準項目を追加する。

追加される主な内容としては、案内標識の適正な場所への設置義務や、旅客特定車両停留施設に関するものを追加。

- ・歩道及び自転車歩行者道に適用していた道路の有効幅員、舗装等に関する基準を、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路についても適用されるよう範囲を拡大する。

②字句修正等所要の改正

【近隣市の状況】

小牧市や岩倉市等においても、当市と同様に県の条例及び同規則の改正内容に準じて、今年度に改正施行予定。

【施行日】

公布の日

※施行日以降において新改築等する場合に、条例の各基準等が適用される。

《一部改正》

○ 犬山市道路占用料条例等の一部改正について（第70号議案）

【改正する条例】

条番号	条例名	改正箇所
第1条	犬山市道路占用料条例	別表
第2条	犬山市準用河川占用料条例	別表第1
第3条	犬山市都市公園条例	第2条の4、別表第2
第4条	犬山市法定外公共用物の管理に関する条例	別表第1

【趣旨】－①

道路占用料等の額の改定に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】－①

国の政令（※）の改正に伴い、国は令和2年度から、県は令和4年度から道路占用料等の額の改定がされた。これを受けて、道路占用料の額の見直しを行うもの。（道路占用料の額は、県に準ずる。）

また、道路占用料の各単価は、河川法や都市公園法等に規定される使用料等の基準となっていることから、道路占用料の額に準じて準用河川占用料、都市公園使用料、法定外公共用物使用料の額についても併せて改定を行う。

※ 道路法施行令（昭和27年政令第479号）

○使用料等の一部改正後の歳入への影響額（概算推計）

占用料等の名称	令和3年度実績		改正後の影響見込み	
	有料件数	歳入決算額	影響見込み額	割合
道路占用料	718	36,257,959円	3,000千円減額	約10%
準用河川占用料	2	9,596円	1千円減額	約10%
都市公園使用料	47	2,482,451円	15千円減額	約1%
法定外公共用物使用料	46	4,563,721円	400千円減額	約10%

【近隣市町の状況】－①

使用料等の一部改正について、県内の市町村も当市と同様に、県に準じて令和5年度からの施行を予定している。

（次ページにつづく）

【趣旨】 ー②

都市公園において民間事業者のアイデアやノウハウを活かした官民連携による公園整備事業を行う場合に、民間事業者が設置する公園施設について建築可能な面積の緩和ができる規定を追加することで、官民連携手法の導入に関しての関係法令の整備をするもの。

【内容】 ー②

犬山市都市公園条例で定める公園施設の敷地面積に係る建築面積の割合等の特例を認める範囲の拡大をするもの。(第2条の4関係)

条例において参酌すべき基準とされる国の政令(※)の改正に伴い、都市公園内に官民連携による収益を目的とした公園施設として設けられる下記の建築物について、当該都市公園の敷地面積に対する建築面積の上限割合に係る特例を定める。

※ 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)

原則 100分の2 → **特例** 100分の12

- ・都市公園法に基づく手続きにより民間事業者を公募し設置される公園施設
 - ・都市再生特別措置法に基づく手続きにより民間事業者が設置する公園施設
- ※これにより民間事業者の収益を目的とした施設として、カフェやレストラン等の飲食施設、グランピング等の宿泊施設等の建築可能面積が緩和される。

【近隣市町の状況】 ー②

都市公園施設の建築面積基準の特例範囲については、各自治体の公園行政の状況によって違いがあり、都市公園での官民連携事業の実績がない近隣市町(江南市、岩倉市、小牧市、春日井市、扶桑町、大口町)では規定がなく、先進自治体(名古屋市、豊田市、岡崎市)では規定が設けられている。

【施行日】

令和5年4月1日

《一部改正》

- 尾張都市計画犬山下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
(第71号議案)

【趣旨】

五条川右岸処理区の新たな負担区(26.7ha)及びその負担金単価を定めるもの。

【内容】

五条川右岸処理区の一部地域(犬山四日市、西古券の一部、北古券の一部)について、新たに「犬山第5負担区」として負担区を定め、1平方メートル当たりの負担金額を「500円」に設定する。

※他の「犬山負担区(第1～第4)」と同額。

【負担金単価の算定】

- (1) 犬山第5負担区の予定整備費用(測量設計費、管きょ整備費、マンホールポンプ場費、公共汚水ます費、舗装費、支障物件移転費)

672,812,000円

- (2) 整備区域面積

26.7ha(267,000㎡)

- (3) 負担率

20.2%(他の「犬山負担区(第1～第4)」と同率)

- (4) 1平方メートル当たりの負担単価算出

672,812,000円(整備費用)

————— × 20.2%(負担率)

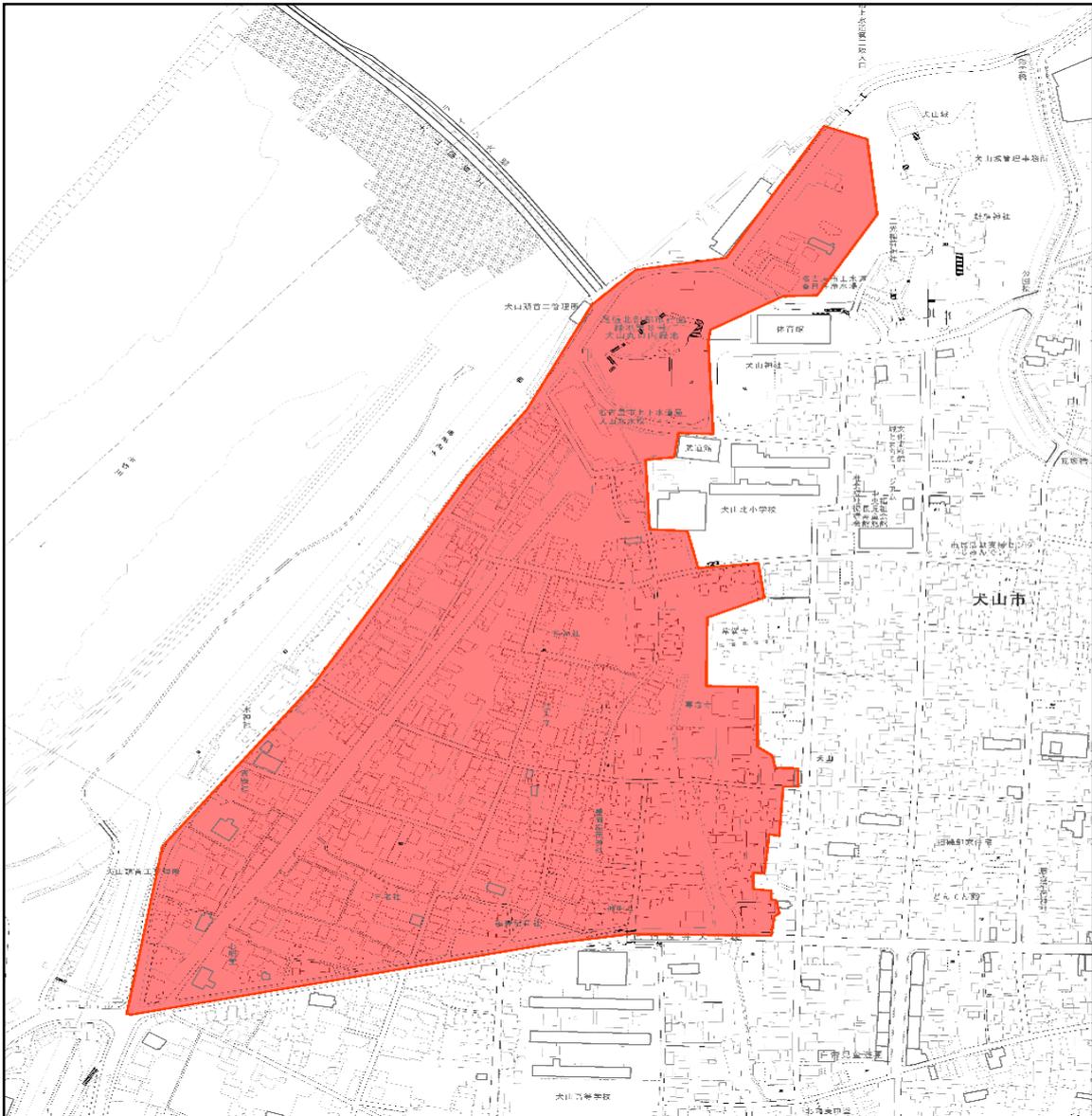
267,000㎡(整備区域面積)

= 509.0円/㎡(10円未満切り捨て)

≒ 500円/㎡

(次ページにつづく)

《犬山第5負担区の区域図》



【施行日】
公布の日

《一部改正》

○ 犬山市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(第72号議案)

【趣旨】

犬山駅東第1自転車等駐車場（以下「第1駐輪場」という。）の廃止及び犬山駅東第4自転車等駐車場（以下「第4駐輪場」という。）の名称変更等のため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

①第1駐輪場の廃止及び第4駐輪場の名称変更

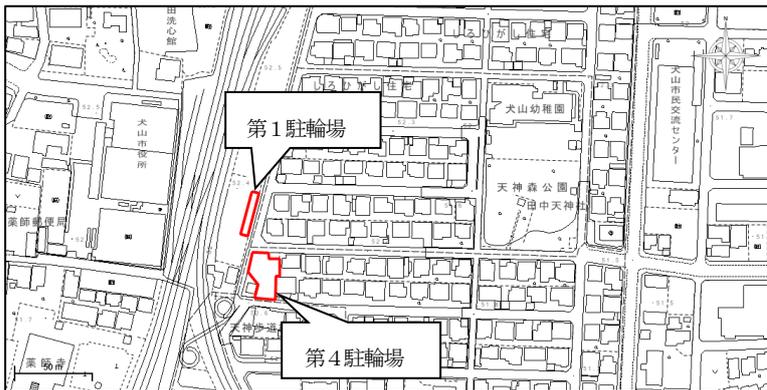
犬山駅東には、第1駐輪場と第4駐輪場が近接して設置されている。このうち、第4駐輪場の土地は市が所有しており、その利用については空きが多い状況にある。一方、第1駐輪場は、一定数利用されているものの、名古屋鉄道株式会社からの借地である。今回、第1駐輪場を返還し、第1駐輪場の利用者に第4駐輪場を利用してもらうことで、経費（借地料）の削減を図る。

なお、現在の第4駐輪場は、名称を第1駐輪場に変更する。

②字句の修正

【現状】

・位置図



※第1駐輪場入口と第4駐輪場入口の距離：約30m

・利用実績

		H30	R1	R2	R3	R4
第1駐輪場 (収容台数80台)	平均駐車台数	27	27	23	18	22
	年度内最大駐車台数	(41)	(39)	(35)	(29)	(30)
第4駐輪場 (収容台数170台)	平均駐車台数	9	10	6	5	7
	年度内最大駐車台数	(16)	(14)	(8)	(8)	(9)

※駐輪場の台数調査は概ね1か月2回程度。(R4は7月末まで)

※駐車台数は自転車とバイクの合計。

(次ページにつづく)

・写真



(第1駐輪場：収容台数80台 R4.4撮影)



(第4駐輪場：収容台数170台 R4.6撮影)

・犬山駅東にある駐輪場の一覧

変更前		変更後
第1駐輪場 (天神町線路沿い)	→ 廃止	第1駐輪場 (天神歩道橋北東)
第2駐輪場 (フロイデ北)	→	第2駐輪場 (フロイデ北)
第3駐輪場 (保健センター北西)	→	第3駐輪場 (保健センター北西)
第4駐輪場 (天神歩道橋北東)	→	

【目的・効果】

経費削減額 第1駐輪場の借地料 年間123,800円
 (約9年で原状復旧工事(※1)の費用を回収)

【今後の予定】

令和4年11月 市民へ利用停止の予告周知開始(現地、HP等)
 令和5年1月末 第1駐輪場 利用停止
 令和5年2月1日 第4駐輪場 名称を「第1駐輪場」に変更
 令和5年2月～3月 旧第1駐輪場 返還に伴う原状復旧工事(※1)
 令和5年3月末 借地の返還

(※1) 原状復旧工事の事業費(補正予算1,021千円)及び内容

- ・撤去工事請負費1,015千円(フェンス撤去・舗装工事、ライン消し工事、街路灯・防犯カメラ撤去工事)
- ・消耗品費6千円(駐輪場案内看板)

【施行日】

- ①令和5年2月1日
- ②公布の日

◎ 単行案件

都市整備部 整備課

《契約の変更》

○ 工事請負契約の変更について（五ヶ村調整池整備工事）（第73号議案）

【趣旨】

五ヶ村調整池整備工事について、施工業者との協議に基づき契約内容の変更契約を締結するもの。

【内容】

令和4年9月定例議会で議決を得た工事請負契約について、変更契約を締結するため、議会の議決を求めるもの。

○工 事 名 五ヶ村調整池整備工事

○当初契約金額 272,800,000円

○変更契約金額 326,267,700円

○変更による増額 53,467,700円

○受 注 者 勝・森藤特定建設工事共同企業体

○変 更 内 容 工事で発生する残土について、設計時に想定していた市内の残土処理場が施工時点で受入れ困難なため、多治見市内の処理場に変更することに伴い、運搬距離を変更するもの。

※発生残土 約14,780^m³（10tダンプトラック約3,000台）

(変更前) (変更後)

※運搬距離 4km 17.2km

5 令和4年度10月補正予算について

○ 予算規模

総予算（企業会計を含む）

4億7,257万5千円を増額補正

補正後予算額 → 494億794万1千円
（補正予算前予算と比較して0.96%の増）

一般会計

3億7,241万円を増額補正

補正後予算額 → 288億3,182万9千円
（補正予算前予算と比較して1.30%の増）

特別会計

16万5千円を増額補正

補正後予算額 → 148億759万円
（補正予算前予算と比較して0.001%の増）

企業会計

1億円を増額補正

補正後予算額 → 58億3,998万2千円
（補正予算前予算と比較して1.74%の増）

令和4年10月定例議会 会計別補正予算額一覧表

(単位：千円)

会計名	当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額		補正後の 予算額	
			第11号	第12号		
一般会計	26,413,708	28,459,419	110,711	261,699	28,831,829	
特別 会計	国民健康保険 特別会計	6,899,970	7,055,806		165	7,055,971
	犬山城費 特別会計	215,732	263,259		0	263,259
	木曾川うかい 事業費特別会計	64,336	64,336			64,336
	介護保険 特別会計	5,638,920	5,883,626			5,883,626
	後期高齢者医療 特別会計	1,515,087	1,540,398			1,540,398
	小計	14,334,045	14,807,425		165	14,807,590
企業 会計	水道事業会計	1,959,037	1,960,466		0	1,960,466
	下水道事業会計	3,775,360	3,779,516		100,000	3,879,516
	小計	5,734,397	5,739,982		100,000	5,839,982
合計	46,482,150	49,006,826	110,711	361,864	49,479,401	

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

◎ 一般会計補正予算（第11号）に計上した事業【一覧表順】

教育部 学校教育課

《一般会計》																					
○ 学校給食費追加無料化事業（学校給食費）																					
	補正予算要求額（歳入） △ 63,491千円																				
	（歳出） 255千円																				
【事業目的】																					
	コロナ禍における物価高騰に直面する子育て世帯の負担軽減策として、9月から12月まで実施している市内在住の小中学校児童生徒の給食費無料化を令和5年1月から3月まで3ヶ月間延長する。																				
【事業内容】																					
	市内在住の小中学校児童生徒の保護者が支払う給食費を無料とする。																				
	小学校給食費 1食290円 中学校給食費 1食340円																				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">・無料化期間</td> <td>令和5年1月～令和5年3月（3ヶ月間）</td> </tr> <tr> <td>・対象者</td> <td>犬山市内在住であること 給食が提供される小中学校に通っていること （市内・市外は問わない）</td> </tr> <tr> <td>・対象・金額</td> <td>対象となる小中学校の児童生徒</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学生 2,795人 40,113,424円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中学生 1,632人 23,630,712円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-top: 1px solid black;">計 4,427人 63,744,136円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">※就学援助対象などは除く</td> </tr> <tr> <td>・一人当たり</td> <td>小学生 14,500円（1食290円×50日分）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中学生1,2年生 17,000円（1食340円×50日分）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中学生3年生 13,260円（1食340円×39日分）</td> </tr> </table>		・無料化期間	令和5年1月～令和5年3月（3ヶ月間）	・対象者	犬山市内在住であること 給食が提供される小中学校に通っていること （市内・市外は問わない）	・対象・金額	対象となる小中学校の児童生徒		小学生 2,795人 40,113,424円		中学生 1,632人 23,630,712円		計 4,427人 63,744,136円		※就学援助対象などは除く	・一人当たり	小学生 14,500円（1食290円×50日分）		中学生1,2年生 17,000円（1食340円×50日分）		中学生3年生 13,260円（1食340円×39日分）
・無料化期間	令和5年1月～令和5年3月（3ヶ月間）																				
・対象者	犬山市内在住であること 給食が提供される小中学校に通っていること （市内・市外は問わない）																				
・対象・金額	対象となる小中学校の児童生徒																				
	小学生 2,795人 40,113,424円																				
	中学生 1,632人 23,630,712円																				
	計 4,427人 63,744,136円																				
	※就学援助対象などは除く																				
・一人当たり	小学生 14,500円（1食290円×50日分）																				
	中学生1,2年生 17,000円（1食340円×50日分）																				
	中学生3年生 13,260円（1食340円×39日分）																				
【無料化手続き】																					
	・市内小中学校に通う児童生徒の保護者は、手続き不要																				
	・特別支援学校など市外に通う児童生徒の保護者は、手続き必要（追加の手続きは不要）																				
【効果】																					
	子育て世帯の経済的負担を軽減することができる。																				
	（次ページに続く）																				

【今後のスケジュール】

令和4年	11月	制度の周知
	12月まで	市外の小中学校に通う児童生徒分の申請受付
令和5年	1月	給食費無料化の延長を実施（令和5年3月まで）

【要求額の積算内容】

《歳入》

・小学校給食費		△39,918千円
・中学校給食費		△23,573千円
	合 計	<u>△63,491千円 ①</u>

《歳出》

・私立小学校等給食費補助金	市外小学校通学者分	196千円
・私立中学校等給食費補助金	市外中学校通学者分	59千円
	合 計	<u>255千円 ②</u>

※ ①+②（歳入の減額分及び歳出事業費合計額） 63,746千円

※ 財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

《一般会計》

○ 未就学児給食費無料化事業

(保育所総務事務・民間保育所運営補助・保育施設等利用料扶助・幼児教育補助)

補正予算要求額 (歳入) △14,653千円
(歳出) 11,673千円

【事業目的】

コロナ禍における物価高騰に直面する子育て世帯の負担軽減策として、9月から12月まで実施している市内在住の保育園や幼稚園等に通う乳幼児の給食費無料化を、令和5年1月から3月まで3ヶ月間延長する。

【事業内容】

市内在住の乳幼児の保護者が支払う、保育所等(※)の給食費を無料とする。

※保育所等：公立保育所(子ども未来園)、民間保育所、犬山幼稚園、
私立幼稚園、認可外保育施設

・無料化期間	令和5年1月～令和5年3月(3ヶ月間)		
・対象者	犬山市内在住であること 給食が提供される保育所等に通っていること (市内・市外は問わない)		
・対象・金額	乳児(0歳児～2歳児)	382人	3,323,400円
	幼児(3歳児～5歳児)	1,431人	22,955,400円
	計	1,813人	26,278,800円
※参考：公立保育所一人当たり月額給食費	乳児	月額	2,900円
	幼児	月額	5,400円
犬山幼稚園一人当たり月額給食費	幼児	月額	4,000円

【無料化手続き】 ※市内・市外の区別なし

- ・公立保育所(子ども未来園)、民間保育所、犬山幼稚園、私立幼稚園に通う乳幼児の保護者は、手続き不要
- ・認可外保育施設に通う乳幼児の保護者は、手続き必要(市へ申請)

【効果】

子育て世帯の経済的負担を軽減することができる。

(次ページに続く)

【今後のスケジュール】

- 令和4年11月 制度の周知
12月 給食費無料相当額（3ヶ月分）を民間保育施設等からの補助金申請により支出
令和5年 1月 給食費無料化の延長を実施（令和5年3月まで）
※認可外保育施設に通う乳幼児分の給食費相当額については、申請により償還払い

【要求額の積算内容】

《歳入》

・ 保育園運営費保護者負担金（保育料）	△3,280千円
※保育料のうち、給食費相当額	
・ 3歳以上児保育園給食費徴収金	△10,725千円
・ 犬山幼稚園給食費	△648千円
合 計	<u>△14,653千円 ①</u>

《歳出》

・ 民間保育所等給食費補助金	956千円
・ 認可外保育施設利用等扶助費	238千円
・ 私立幼稚園給食費補助金	10,433千円
・ 事務費（消耗品費・通信運搬費）	46千円
合 計	<u>11,673千円 ②</u>

※ ①+②（歳入の減額分及び歳出事業費合計額） 26,326千円

※ 財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

《一般会計》

○ 子育て世帯への臨時特別給付金（子育て世帯臨時特別給付金給付事業）

補正予算要求額 98,783千円

【事業目的】

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、給付金を支給する。

なお、本事業に必要な費用は、全額県負担（10/10）で行われるもので、既に10月14日付で愛知県議会の補正予算案の議決を得ていることから、本市においても速やかに補正予算を計上し対応するもの。

【事業内容】

支給対象者 基準日（令和4年8月31日）に市内に居住する令和4年9月分児童手当受給者（※特例給付受給者を除く。）

※特例給付受給者

扶養親族が年収103万円以下の配偶者と児童2人の場合、年収が960万円（目安）を上回る者

対象児童 令和4年9月分の児童手当の対象児童
（想定児童数 9,000人）

支給額 対象児童1人あたり 10,000円

支給日 令和4年11月29日（火）
（市から児童手当を受給する支給対象者）

支給方法 児童手当受給者の登録口座に振込み（プッシュ型支給）
※公務員の児童手当受給者は、申請により順次支給

※公務員は受給者情報が無いため、申請に基づき支給

費用負担 全額県負担（県補助10/10）

【効果】

食費等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯への経済的支援

（次ページに続く）

【スケジュール（予定）】

○プッシュ型支給

令和4年11月 9日 案内通知の送付

令和4年11月15日 受給拒否届出書の受付期限

令和4年11月29日 給付金振込

※支給申請が必要な公務員は、12月上旬に案内通知を送付後、順次支給（提出期限は令和5年1月31日）

【要求額の積算内容】

《歳入》

子育て世帯臨時特別給付金給付事業費県補助金 90,000千円

子育て世帯臨時特別給付金給付事務費県補助金 8,783千円

《歳出》

子育て世帯臨時特別給付金給付事業費 98,783千円

(内訳)

子育て世帯臨時特別給付金 90,000千円

需用費（消耗品費・印刷製本費） 373千円

通信運搬費 924千円

手数料 693千円

システム構築委託料 6,500千円

職員時間外手当 293千円

◎ 一般会計補正予算（第12号）に計上した主な事業【一覧表順】

健康福祉部 福祉課

《一般会計》

○ 障害福祉サービス・障害児通所給付事業（障害者自立支援給付）

補正予算要求額 226,000千円

【要求理由と事業内容】

障害福祉サービス費等給付事業は、国の制度として実施しており、障害者が安心して生活するために必要なサービスにかかる経費である。今年度実績から年間見込額を算定すると、サービス利用者や利用日数の増加などにより生活介護給付費や障害児給付費等の増加が当初見込みより著しく、また、国の経済対策による令和4年10月以降の障害福祉サービス等の臨時報酬改定に対応するため、不足する扶助費を補正する。

【課題・現状】

障害福祉サービス等給付費について今年度実績（5ヶ月分）から年間経費を算定すると、障害者の高齢化や重度化により生活介護給付費等の増加や、今年度市内に障害児通所事業所が4か所新設（8か所→12か所）されたことにより身近な場所で療育を受けることができるため障害児通所給付費の増加が見込まれる。また、障害福祉サービス等に新たな加算が創設されたことにより給付費が増加する見込みである。

【目的・効果】

障害者へ安定したサービス提供をすることができ、障害者のくらしを守ることができる。

【概略スケジュール】

愛知県国民健康保険団体連合会からの請求により、サービス費用の公費負担分を支払う。

（次ページに続く）

【要求額の積算内容】

<歳出> 【障害福祉サービス等給付費の不足】

○19節扶助費 226,000千円

事業		R4当初予算	執行見込額	補正額	ベースアップ等支援加算率※
居宅介護給付費	延時間数	13,020	14,784	1,764	4.5%
	金額	66,000,000	81,500,000	15,500,000	
短期入所給付費	延日数	740	1,006	266	2.8%
	金額	10,000,000	13,500,000	3,500,000	
生活介護給付費	延日数	29,400	32,510	3,110	1.1%
	金額	305,122,000	347,122,000	42,000,000	
就労継続支援A型給付費	延日数	17,112	17,698	586	1.3%
	金額	131,638,000	147,638,000	16,000,000	
就労継続支援B型給付費	延日数	32,700	33,221	521	1.3%
	金額	240,000,000	244,000,000	4,000,000	
重度訪問介護給付費	延時間数	8,628	10,873	2,245	4.5%
	金額	33,500,000	43,500,000	10,000,000	
障害児給付費	延日数	37,500	45,874	8,374	2.0%
	金額	380,500,000	515,500,000	135,000,000	
小計	延日数等	139,100	155,966	16,866	
	金額	1,166,760,000	1,392,760,000	226,000,000	

※令和4年10月新設「福祉・介護職員等ベースアップ支援加算」

<歳入> 169,500千円

○障害者自立支援給付費負担金 (負担率：国 1/2、県 1/4、市 1/4)

15.1.1.1 国庫負担金 45,500,000円 16.1.1.1 県費負担金 22,750,000円

○障害児入所給付費等負担金

15.1.1.2 国庫負担金 67,500,000円 16.1.1.2 県費負担金 33,750,000円

《一般会計》

○ 休日急病診療所管理事業（救急医療対策、休日急病診療所管理）

補正予算要求額（救急医療対策） △ 8 8 0 千円

（休日急病診療所管理） 1, 6 4 4 千円

【補正理由】

- ① 新型コロナウイルス感染症第7波流行により、休日には江南厚生病院の発熱外来へ患者が殺到し、医療がひっ迫するとともに患者の待ち時間も2～3時間という状態になった。そこで、市の休日急病診療所でもコロナ抗原検査及び軽症患者の診療を実施してほしい旨尾北医師会を通して要請があり、7月31日からそれらを開始したことに伴い、診療所業務委託料等を増額する必要があるため。
- ② 令和5年2月から尾北医師会が実施する休日夜間当番医制が廃止されることを受け、休日急病診療所の診療時間延長を行うのにあたり、診療所業務委託料等を増額する必要があるため。

【内容】

- ① 受診にあたり電話問合せや予約受付、状況聞き取り、厚生労働省新型コロナウイルス感染者等状況把握・管理支援システム（HER-SYS）による江南保健所への陽性者報告などのため、医療事務員を1日当たり3名から4名へと増員したことによる診療所業務委託料の増額、予約受付や連絡を円滑に行うために通信運搬費の増額、防護服や検査キットなど医療廃棄物増加による医療廃棄物処理手数料の増額。
- ② 休日急病診療所の診療時間を1日当たり5.5時間から7時間に変更することによる診療所業務委託料の増額。（あわせて休日夜間当番医制廃止に伴い、在宅当番医制運営費補助金の減額を行う。）

【効果】

- ① 休日急病診療所で発熱患者のコロナ抗原検査及び診療が可能となり、第2次救急病院へ紹介する必要がなくなる。
- ② 在宅当番医制は当番の医療機関で診療を行うため、毎回医療機関が変わり市民にとって場所がわかりにくかったが、診療場所を固定できる。

（次ページに続く）

【その他】

現状 休日急病診療所診療時間 9:00～正午、14:00～16:30
在宅当番医制（尾北医師会による当番医療機関）17:00～20:00
変更後 休日急病診療所診療時間 9:00～正午、13:30～17:30
在宅当番医制（尾北医師会による当番医療機関）廃止

【概算スケジュール】

7月31日 休日急病診療所で発熱外来、コロナの抗原検査開始
8月26日 休日急病診療所運営協議会で報告・承認
議案議決後 休日急病診療所の設置及び管理に関する条例施行規則、在宅当番医制運営費補助金交付要綱改正
市民周知 広報掲載、ホームページ掲載
2月5日～ 休日夜間当番医制廃止、休日急病診療所の診療時間延長

【要求額の積算内容】

＜救急医療対策＞

在宅当番医制運営費補助金

2～3月分 $\Delta 40,000\text{円} \times 2\text{人} \times 11\text{日} = \Delta 880,000\text{円}$ $\Delta 880\text{千円}$

＜休日急病診療所管理＞

通信運搬費 $2,000\text{円} \times 1.1 \times 5\text{カ月} = 11,000\text{円}$ 11千円

手数料 医療廃棄物処理手数料 $5,000\text{円} \times 1.1 \times 33\text{箱} = 181,500\text{円}$ 182千円

診療所業務委託料

コロナ検査開始に伴う窓口事務員1名増員 513,005円

当初予算の2～3月分 $\Delta 3,489,519\text{円}$

休日急病診療所時間延長後の2～3月分 4,427,390円

合計 1,450,876円 1,451千円

《一般会計》

○ 保健事業用器具等購入(健康づくり推進)

補正予算要求額 219千円

【要求理由】

明治安田生命保険相互会社が2020年度から展開している「地元の元気プロジェクト」の一環である「私の地元応援募金」として、従業員からの募金と会社の寄附を上乘せした寄附金を市に過去3回いただいているが、今回は、住民の健康増進に使ってほしいとの意向もあり、その寄附金218,500円を利用して事業の運用に役立てる。

【事業内容】

「健康増進に関すること」に使用するよう寄附用途への希望があったため、事業実施に必要な備品等の購入に充てるもの。

- ①デジタル握力計（体力チェック事業に使用）
 - ②プリンター複合機（食育SATシステム：栄養バランスチェック用）印刷機能とコピー機能付き
 - ③リモコン付きCDデッキ（運動講座用）
 - ④ハンディスキャナー（屋外事業や訪問時に、対象者の検診結果、特定保健指導票等の控えをとるため）
 - ⑤タブレット（健康教育、特定保健指導の場面での説明用）
 - ⑥マイク（ビデオカメラ用集音マイクとして使用）
- 通信運搬費（タブレット接続用ポケットWiFi）

【効果】

①②⑥については各種健康づくり事業の運営に役立ち、③④⑤についてはより効果的効率的に事業展開できる。

特にタブレットについては、現在、紙による教材を使用しているが、あらゆる疾患や指導に対応できるデータが入ったタブレットであれば、教材の幅が広がりきめ細かな指導・教育展開ができる。

(次ページに続く)

【要求額の積算内容】

<歳出> 219千円

消耗品費 96,910円 (97千円)

・デジタル握力計	18,000円×1台×1.1＝	19,800円
・複合プリンター	12,100円×1台×1.1＝	13,310円
・CDデッキ	18,000円×1台×1.1＝	19,800円
・ハンディースキャナー	22,000円×1台×1.1＝	24,200円
・ビデオカメラ用外付マイク	18,000円×1台×1.1＝	19,800円

備品購入費 104,500円 (105千円)

・タブレット 95,000円×1台×1.1

通信運搬費 16,515円 (17千円)

・タブレット接続用ポケットWiFi 3,303円×5か月

<歳入> 219千円

保健衛生費寄附金 218,500円

◎ 下水道事業会計補正予算（第3号）に計上した事業

都市整備部 下水道課

《一般会計》	
○ 汚水管きよ改良事業（管きよ更生工事）	
補正予算要求額 100,000千円	
【補正理由】	
管きよの老朽化の進行や、近年の気候変動に伴う豪雨等の影響により、不明水が年々増加傾向で、有収率が低下している。	
これまででも、管きよ更生工事による対策を計画的に実施しているが、より効果を上げるため、施工量を増加させ、対策の加速化を図るもの。	
令和5年度以降についても、令和4年度補正予算後の工事規模にて実施を予定。	
【内容】	
今回の補正で、約1.2kmの管きよ更生工事を実施予定。	
<ul style="list-style-type: none"> ・犬山市大字羽黒字前川原、貴船浦地内外 ・犬山市大字羽黒新田字八幡前地内 ・犬山市字東北野、郷西地内外 	
※当初予算と合わせ約2.0kmを実施予定。	
【効果】	
管きよの長寿命化及び有収率の低下傾向に歯止めをかけ、効率的な事業運営を図る。	
【概略スケジュール】	
令和4年	11月 設計書作成
	12月 入札、契約
令和5年	1月 工事着手
	3月 工事完了
【要求額の積算内容】	
(歳出)	汚水管きよ改良事業工事請負費 100,000千円
(歳入)	企業債 95,000千円。
	※差額の5,000千円については、留保資金を活用

6 令和4年12月末までの主な行催事

名称等	あいちのたてもの博覧会 2022		
実施期間	10月23日（日）～ 11月20日（日）		
場所	愛知県内の登録有形文化財20か所		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	愛知県国登録文化財建造物所有者の会		
名称等	ポール型ソーラー時計寄贈式典		
実施期間	10月25日（火）	時間	15:00 ～ 16:00
場所	内田防災公園		
担当所属	土木管理課		
主催	犬山ライオンズクラブ		
名称等	特別展「城主のお道具 ー由緒と伝来ー」		
実施期間	10月26日（水）～ 12月6日（火）	時間	9:00 ～ 17:00
場所	城とまちミュージアム（犬山市文化史料館本館）展示室1・2		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	（公財）犬山城白帝文庫		
名称等	第68回犬山市民展		
実施期間	10月27日（木）～ 11月3日（祝）	時間	9:00 ～ 17:00
場所	犬山市南部公民館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市・犬山市教育委員会		
名称等	令和4年度犬山市戦没者追悼式		
実施期間	10月29日（土）	時間	10:30 ～ 12:00
場所	犬山市民交流センターフロイデ		
担当所属	福祉課		
主催	犬山市		
名称等	市民総合大学 博物館講座 入門編		
実施期間	10月29日（土）	時間	10:30 ～ 12:00
場所	野外民族博物館 リトルワールド		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	東之宮古墳散策ツアー		
実施期間	10月29日（土）	時間	9:00 ～ 12:00
場所	東之宮古墳(犬山遊園駅)		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市教育委員会		

名称等	教育委員との意見交換会		
実施期間	10月30日 (日)	時間	13:00 ~ 14:30
場所	犬山市役所 2階 205会議室		
担当所属	学校教育課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	市民総合大学 環境学部 第2回		
実施期間	10月30日 (日)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	市民交流センター		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	市民総合大学 博物館講座 アドバンス編		
実施期間	11月3日 (祝)	時間	10:30 ~ 12:00
場所	野外民族博物館 リトルワールド		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	市民総合大学 公開講座「継続する心」講師 スポーツコメンテーター 山本昌		
実施期間	11月5日 (土)	時間	13:30 ~ 15:00
場所	犬山市民文化会館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	図書館deてつがく対話「辞典deてつがく対話」		
実施期間	11月6日 (日)	時間	13:30 ~ 15:00
場所	犬山市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市立図書館		
名称等	100周年記念事業 東京大学犬山研究林ふれあい自然観察会		
実施期間	11月12日 (土)	時間	9:30 ~ 12:00
場所	東京大学犬山研究林		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	市民総合大学 歴史文化学部 第3回		
実施期間	11月12日 (土)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	市民交流センター		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		

名称等	ちびっこ一日消防署長		
実施期間	11月12日 (土)	時間	9:00 ~ 12:00
場所	城下町 (本町通り) ・消防署		
担当所属	予防課		
主催	消防本部		
名称等	森もり広場		
実施期間	11月13日 (日)	時間	9:30 ~ 11:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	第2回 “あったらいいな” まち課題に向き合うはじめの一步		
実施期間	11月15日 (火)	時間	10:00 ~ 12:00
場所	犬山市役所 301会議室		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	第5回フューチャーセッション@犬山		
実施期間	11月18日 (金)	時間	19:00 ~ 21:00
場所	夢発心 (アウトドアフィールド)		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	紅葉堂		
実施期間	11月19日 (土) ~ 11月27日 (日)	時間	9:00 ~ 17:00
場所	犬山遊園駅東側		
担当所属	観光課		
主催	犬山市		
名称等	市民総合大学 一般教養学部 教養講座第4回		
実施期間	11月19日 (土)	時間	13:30 ~ 15:00
場所	犬山市南部公民館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	東ふれあいフェスティバル		
実施期間	11月20日 (日)	時間	9:30 ~ 15:00
場所	東ふれあいセンター		
担当所属	地域協働課		
主催	東コミュニティ推進協議会		

名称等	子ども読書活動推進講演会「絵本と鳥の巣のふしぎ」～鳥の巣がおしえてくれること～		
実施期間	11月20日（日）	時間	13:30 ～ 16:00
場所	犬山市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市立図書館		
名称等	【旧委員】市民児協部会報告会・総会		
実施期間	11月24日（木）	時間	10:00 ～ 12:00
場所	犬山市南部公民館講堂		
担当所属	福祉課		
主催	部会報告会→市民児協研修委員会 総会→市民児協		
名称等	市民総合大学 文学部 第2回		
実施期間	11月26日（土）	時間	13:30 ～ 15:00
場所	市民交流センター		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	犬山ふれあいの森ガイド～ヒノキ美林ガイド～		
実施期間	11月27日（日）	時間	9:30 ～ 12:30
場所	犬山ふれあいの森		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	本の修理教室		
実施期間	11月27日（日）	時間	14:00 ～ 15:30
場所	犬山市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市立図書館		
名称等	【新委員】市民児協総会		
実施期間	11月29日（火）	時間	10:00 ～ 12:00
場所	犬山市南部公民館講堂		
担当所属	福祉課		
主催	市民児協		
名称等	困難を抱えた子ども若者支援のための研修会②家庭編		
実施期間	11月30日（水）	時間	13:15 ～ 15:00
場所	犬山市南部公民館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市・犬山市教育委員会		

名称等	年末の全国交通安全運動		
実施期間	12月1日（木）	～	12月10日（土）
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催			
名称等	シートベルト・チャイルドシート関所		
実施期間	12月1日（木）	時間	9:30 ～ 10:15
場所	市民文化会館		
担当所属	防災交通課		
主催			
名称等	第67回犬山市小学校音楽会		
実施期間	12月3日（土）	時間	9:40 ～ 16:00
場所	犬山市市民文化会館		
担当所属	学校教育課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	図書館工作教室		
実施期間	12月3日（土）	時間	13:30 ～ 15:00
場所	犬山市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市立図書館		
名称等	第5回仲良しわんスポ交流会		
実施期間	12月3日（土）	時間	9:30 ～ 11:30
場所	エナジーサポートアリーナ		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市スポーツ推進委員連絡協議会		
名称等	令和4年度犬山市地域福祉シンポジウム（仮）		
実施期間	12月4日（日）	時間	10:00 ～ 12:00
場所	犬山市南部公民館講堂		
担当所属	福祉課		
主催	犬山市		
名称等	交通安全街頭大監視		
実施期間	12月6日（火）	時間	7:30 ～ 8:00
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催			

名称等	ひよこちゃんおはなし会ちょっと早めのクリスマスおはなし会		
実施期間	12月7日 (水)	時間	11:00 ~ 11:45
場所	犬山市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市立図書館		
名称等	文化史料館35周年企画展(愛知県政150周年記念)「文化史料館セレクション展 後期」		
実施期間	12月8日 (木) ~ 2月14日 (火)	時間	9:00 ~ 17:00
場所	城とまちミュージアム(犬山市文化史料館本館)展示室2		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	じねんじょ「夢とろろ」品評会		
実施期間	12月9日 (金)	時間	14:00 ~ 16:00
場所	JA愛知北 犬山支店		
担当所属	産業課		
主催	犬山東部じねんじょ部会		
名称等	姉妹都市絵画交流作品展		
実施期間	12月10日 (土) ~ 12月21日 (水)	時間	8:30 ~ 17:15
場所	犬山市役所 1階 市民プラザ		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	子ども俳句教室		
実施期間	12月11日 (日)	時間	13:30 ~ 15:00
場所	犬山市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市立図書館		
名称等	市民総合大学 環境学部 第3回		
実施期間	12月11日 (日)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	市民交流センター		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	第6回フューチャーセッション@犬山		
実施期間	12月16日 (金)	時間	19:00 ~ 21:00
場所	夢発心(アウトドアフィールド)		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		

名称等	オリジナル手帳づくり		
実施期間	12月17日 (土)	時間	13:30 ~ 15:00
場所	楽田ふれあい図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市立図書館		
名称等	市民総合大学 一般教養学部 教養講座第5回		
実施期間	12月17日 (土)	時間	13:30 ~ 15:00
場所	犬山市南部公民館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	東之宮古墳土あげ祭		
実施期間	12月17日 (土)	時間	6:30 ~ 12:00
場所	東之宮古墳(成田山側入り口)		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	多文化交流フェス×フロイデまつり		
実施期間	12月18日 (日)	時間	10:00 ~ 16:00
場所	犬山市民交流センター		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	第3回“あったらいいな”まち課題に向き合うはじめての一步		
実施期間	12月20日 (火)	時間	10:00 ~ 12:00
場所	余遊亭		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	市民総合大学 文学部 第3回		
実施期間	12月24日 (土)	時間	13:30 ~ 15:00
場所	市民交流センター		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		